

2015年 冬号 仙台市

農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338
ホームページ http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

集落営農組織の法人化が進んでいます

市内では、農業機械等の共同利用や農地の集積等の受け皿として活動している集落営農組織の法人化が進んでいます。

平成25年1月には、集落営農組織である「井土生産組合」(若林区井土地区)が法人化され、続いて平成26年12月21日には農事組合法人「せんだいあらはま」(若林区荒浜地区)、平成27年1月10日には農事組合法人「六郷南部実践組合」(若林区藤塚・種次地区)の設立総会が開かれました。

農事組合法人「せんだいあらはま」は、耕作面積約90haの営農に取り組み、ひとめぼれ・まなむすめの水稲2品種や麦・大豆、ミニトマト等を作付けする予定です。また、関係機関の連携の下、荒浜の復興に取り組み「荒浜プロジェクト」では、ゆりや菊等の作物の試験栽培等も行なっています。

設立総会では、佐藤善一代代表理事より「荒浜の農業と農地を未来へ引き継いでいくため、10年・20年先を見据えた活動をしていく

い」とお話がありました。



農事組合法人「せんだいあらはま」設立総会の様子

農事組合法人「六郷南部実践組合」は、耕作面積約65haの営農に取り組み、水稲のほか、ゆきなやほうれんそう等を作付けする予定です。現在、市が井土地区に建設中のライスセンターは、井土生産組合と六郷南部実践組合が共同で運営していく予定です。

設立総会では、相澤幸義代表理事より「震災を乗り越えて営農を



農事組合法人「六郷南部実践組合」設立総会の様子

再開し、法人化にこぎつけた。集落の農地を守り、新たな担い手の育成を行うために皆で話し合いながら進めていきたい」とお話がありました。

市では、引き続き関係機関と連携しながら、複合経営や農地の利用集積等による経営基盤強化の取り組みをはじめ、持続的かつ発展的な農業経営を行うための法人化を支援していきます。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

七郷堀清掃活動を 行いました！

市では、農村の美しい景観や伝統といった価値を再び甦らせて農業・農村の活性化を図るため、今年度から二ヶ年計画で農林水産省の補助事業「美しい農村再生支援事業」に取り組んでいます。

今回この事業の一環として平成26年12月13日(土)に若林区役所前を流れる七郷堀の清掃活動を実施しました。七郷堀は、江戸時代初期に開削され、農業用水・防火用水・生活用水・舟運等に利用された歴史ある水路です。

当日は、近隣の町内会、中・高等学校、六七郷堀浄化推進協議会、七郷堀サポーターズなど総勢140名の方々に参加していただき、堀の中や側道のごみ拾い、雑木の刈り払いを行いました。

また、普段見ることのできない堀の中を探検して堀の景観を楽しんでいたいただきました。

今後は、清掃活動の他にも水



清掃活動を行う参加者

路の散策マップの作成や水路ウォーキングを開催するなど、農業用水と水路の存在意義を再認識していただけるよう活動を行います。

さらに、八木山動物公園と連携して野生メダカ復活に向けたシンポジウム等のイベントを開催するとともに、平成27年2月14日(土)には井土メダカの繁殖のため、里親募集ワークショップも予定しています。

【農林土木課整備係

214・8269】

6次産業化のスキルアップを目指して

6次産業化プロフェッサー育成塾を実施しています。

市では、収益性の向上のため6次産業化を実施できる優れた経営感覚を持つ人材の育成を目的に、平成24年度から毎年連続講座を実施しています。

育成塾では、①6次産業化総論、②商品開発、③販路開拓、④事業計画の4つのテーマからなる座学講座、ワークショップ、演習講座を全8日間で行うほか、商品開発・販路開拓をテーマとした現地実習を2回行う予定です。

今年度の受講生は27名で、市内の農業者を中心に、他産業からの農業参入や農業者との連携を考えている方などが参加しています。

11月から行われた講座では、6次産業化の制度、商品開発の考え方や構想づくり、販路開拓の手法や農産物流通、衛生管理等の知識などについて各分野の専門家から学びました。

受講生の皆さんからは「経営状況を数値として把握する重要性を学んだ」「商品ターゲットをより明確にする必要性を感じた」「他産業の事業者との連携による6次産業化について考えたい」などの感想が寄せられています。



ワークショップの様子

今後は、販売戦略・事業戦略の組み立て方や、事業計画づくりの演習、視察研修などを通して6次産業化の実践的なスキルに関する講座を行う予定です。

なお本事業は、来年度も引き続き実施する予定です。

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

六次産業化法に基づいた総合化事業計画の認定状況について

農業者が新たに農産物を加工し販売する等、6次産業化に係る事業計画が国から認定されることにより、加工施設整備に対する補助事業の活用や融資資金の償還期限・措置期限の延長などのメリットを受けることができます。

若林区日辺の「eフレッシュ株式会社」と太白区秋保町の「株式会社きずなファーム」が認定を受けたことにより、現在、市内での認定は計7件となっております。

◇相談窓口を設置しています◇

市では六次産業化法に基づいた総合化事業計画の認定申請に向けた支援を行っています。また、6次産業化をお考えの方向けの各種支援策もありますので、農産物を活用した商品開発及び販路拡大等をお考えの方は、お気軽にご相談ください。

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

仙台市からのお知らせ

地域集積協力金の事業実施地域の募集

農地中間管理事業により、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対し、地域集積協力金が交付されます。

◆交付対象地域

仙台市地域農業基盤強化プランや農業集落、大字等の実質上の話し合いの単位となっている地域

◆平成27年度交付単価

(10 aあたり)

地域内農地面積のうち、機構へ貸し付けされた農地面積の割合に応じて決まります。

- 2割超5割以下 2.4万円
- 5割超8割以下 3.2万円
- 8割超 4.0万円

※単価は平成28年度以降減少

今回、地域集積協力金の交付希望を把握し、地域を定めるため、事業実施地域の希望を受け付けています。

地域で希望がある場合は、2

月中に左記までお問い合わせください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

6次産業化スキルアップ研修会を開催します

米の通販等の6次産業化を展開している(株)近藤農産の近藤充氏をお招きして、6次産業化のきっかけや事業展開等についてお話を伺います。

◆日時 3月6日(金)13時～15時

◆募集人数 15名程度

◆会場 農業園芸センター加工棟

◆申込受付 2月10日(火)から

募集人数に達し次第締め切り。内容の詳細は、(株)パソナ(080-9448-1589)まで、お問い合わせください。

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

6次産業化に係る専門家を派遣します

6次産業化の構想のある農家の方に対して、6次産業化に取り組む上で必要な様々な知識や技術の取得に向けた指導や助言を行う専門家を派遣します。

◆対象者

農業生産法人、3戸以上の農家グループ、認定農業者

◆派遣内容の例

パッケージデザイン、HPの作成、商品等のチラシの作成、販促のための装飾、レシピ開発、販路拡大等に関する指導・助言など

◆費用 無料

◆派遣回数 年度内5回まで

詳しくは左記までご連絡ください。

【農業振興課農商工連携推進室

214・8266】

農業園芸センターの再整備事業者を募集しています

市は、農と食のフロンティアの支援拠点施設となるよう、農業園芸センターの再整備を行う事業者を募集しています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

http://www.city.sendai.jp/news/2014/business/1215716_2396.html

【東部農業復興室

農と食のプロジェクト推進係

214・7326】

パイプハウスの雪害に備えましょう

平成26年2月の大雪の際には、市内各地のパイプハウス等が大きな被害を受けました。

再び、大雪による被害を受けないよう雪害対策をしっかりと行いましょう。

◆パイプハウスの雪害対策

- ・筋かい・補強支柱等の臨時補強材を準備し、大雪が予想される場合には直ちにに取り付ける。
- ・雪が屋根に積もった場合は速やかに雪下ろしを行う。
- ・加温設備がある場合は、可能な範囲で温度を高くし、屋根面を温めて積雪の自然落下を促進する。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

米価下落に対する緊急支援対策資金の借入申込期間を延長します

市内の稲作農業者が営農の継続に必要な資金をJA仙台から借りる場合、実質無利子となるよう利子補給を行っています。

申込の受付を3月31日(火)まで延長します。融資の相談申込はJA仙台の各支店金融窓口まで。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

認定農業者の要件が緩和されます

認定農業者とは、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とした「農業経営改善計画」を作成し、認定を受けた農業者です(市の基準を達成する見込みがある計画を認定します)。

主な基準	
農業所得	480万円
労働時間	2000時間

※農業所得とは：農業収入(販売金額)から経費を除いた金額

これまでは5年後までに達成見込みがある計画について認定してきましたが、5年後以降に基準の達成見込みがある計画の場合も認定できることとなりました。自ら農業経営の改善・発展に取り組み意欲ある方は、この機会に、認定農業者になりま

しょう。

また、認定農業者になることで、収入減少影響緩和(ナラシ)対策へ加入できます。

ナラシ対策に加入すると、米・麦・大豆等の価格下落や不作等により収入が減少した場合、標準的収入との差額のうち、9割が国と農業者からの拠出金により補てんされます。平成27年のナラシ対策に加入するためには、平成27年5月までに認定農業者になる必要があります。

ナラシ対策への加入を考え、認定農業者への申請を希望される方は、2月中に、左記までご相談ください。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

日本型直接支払制度への取り組みを支援します

日本型直接支払制度は、水路の泥上げや植栽による景観形成など地域の共同活動を支援する「多面的機能支払」、条件の不利な中山間地域での農業生産活動の継続を支援する「中山間地域等直接支払」、環境にやさしい

農業への取り組みを支援する「環境保全型農業直接支払」からなる制度です。

このうち、多面的機能支払では、現在、市内の34組織(農地維持支払の対象組織)が1533haの区域において活動しており、水路・農道等の保全管理に大きな成果を上げています。

市では、今後も農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動などに対して支援していきます。

新たに制度への取り組みを考えている地域の方は、左記までご相談ください。

- ・多面的機能支払
- ・中山間地域等直接支払
- 【農政企画課農地保全係】

214・8334

- ・環境保全型農業直接支払
- 【農業振興課生産振興係】

214・8335